

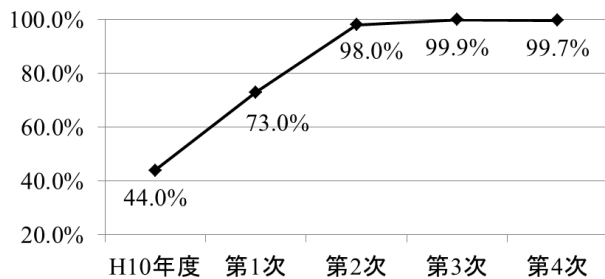
# 神戸市建築物安全安心に関する事業実施計画（概要）

神戸市では、平成7年の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、安全で安心なすまい・まちづくりを促進するための総合的な計画である「神戸市建築物安全安心実施計画」(計画期間:5年間)を策定し、その後、第2次から第4次計画を策定し、各種の施策を推進してきました。

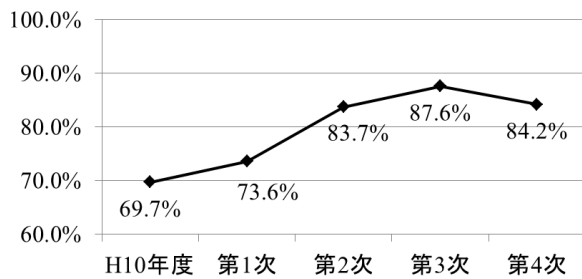
数値的に見ると、第1次計画策定時に比べ、完了検査率は約44%から99%超、定期調査報告提出率は約70%から約85%と着実に改善しましたが、一方で、不特定多数が利用する特殊建築物については、指導中又は一部是正が約700件にまで累積し、一旦違反化してしまうと適法化が困難となる課題が浮き彫りになっています。

## 【第4次計画の達成状況】

### ①完了検査率

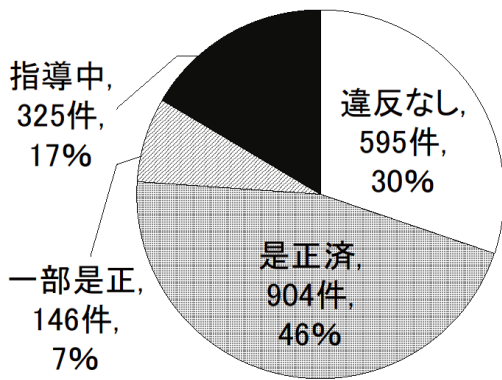


### ②定期調査報告提出率

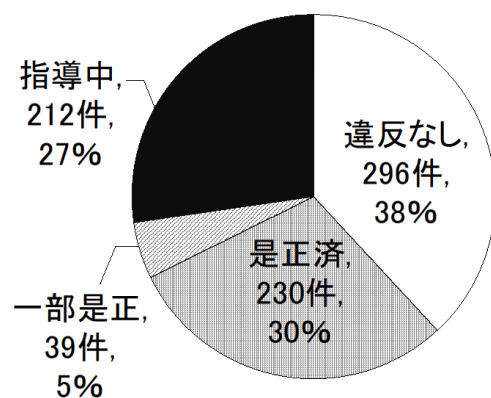


### ③不特定多数が利用する特殊建築物検査・指導状況

#### 第1次～第3次



#### 第4次



そこで、次期計画では、昨今の建築行政を取り巻く環境の変化やこれまでの計画で取り組んできた施策の検証・評価を踏まえ、これまでのような総合的な計画ではなく、安全安心を推進するために必要な事業の実施計画として、「建築物の安全性を確保する」「既存建築ストックの安全性を高め、活用を促進する」「安全で安心なすまい・まちづくりを進める」を今後取り組むべき重要課題と捉え、行政だけでなく、市民や関係機関など多様な主体と連携して、各種の施策に取り組むこととしました。

【施策体系図】

<p><b>【1】建築物の安全性を確保する</b></p>	<p>1. 法令に基づく手続きを確実に実施する          ・建築基準法等の法令に関する情報提供          ・指定確認検査機関の迅速かつ適確な確認審査の支援</p>
<p><b>【2】既存建築ストックの安全性を高め、活用を促進する</b></p>	<p>1. 違反を未然に防ぐ(予防する)          ・違反防止のための実効性のある情報提供、注意喚起</p> <p>2. 違反を是正する          ・違反建築物の確実な把握          ・改修・用途変更等による既存建築物の適法性の確認や違反是正</p> <p>3. 安全性を確保する          ・定期調査報告に基づく対応・指導</p> <p>4. 安全性改善を支援する          ・耐震改修促進計画の推進          ・アスベスト対策事業の推進</p>
<p><b>【3】安全で安心なすまい・まちづくりを進める</b></p>	<p>1. 空家等の対策への取り組み          ・空家等対策計画の推進</p> <p>2. 事故や災害への対応          ・事故発生時の緊急調査・指導          ・被災建築物応急危険度判定制度の実効性の確保</p> <p>3. 市民との協働によるすまい・まちづくりの推進          ・近隣住環境計画制度を活用した安全安心なまちづくりの支援          ・歴史的建築物の保存活用の促進と安全性の確保</p>

【主な取組み】

1. 違反を未然に防ぐ(予防する)ための実効性のある情報提供・注意喚起
  - 他部局等との連携を強化し、他法令による許可や届出の際に建築物所有者・事業者等への法令等の情報を提供します。
2. 改修・用途変更等による既存建築物の適法性の確認や違反是正
  - 他部局等との連携や体制の強化により、改修や用途変更を行った建築物へ立入調査を実施します。工事が適正に行われたか確認し、是正が必要であれば指導を行います。
3. 災害への対応の強化
  - 被災建築物応急危険度判定士の確保に努めるとともに、被災自治体で応急危険度判定を実施した経験者による報告会等を実施し、有資格者への技術の伝承に取り組みます。
4. 市民との協働によるすまい・まちづくりの推進
  - 近隣住環境計画制度を活用して、地域の住民による安全・安心なまちづくりを支援します。
  - 伝統的建造物群保存地区での緩和条例の運用や、「こうべ茅葺トリセツ」の活用により、歴史的建造物の保存活用と安全性の確保の両立を図ります。